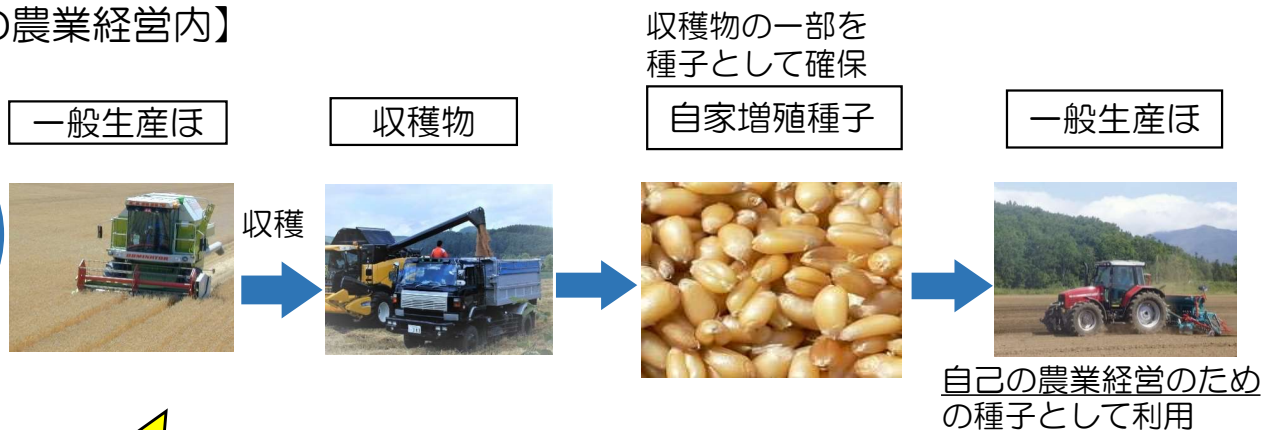


ご注意ください！！

自家増殖した種苗の利用は、自己の農業経営への利用に限ります。

自家増殖の許諾の範囲

【自己の農業経営内】



渡さない！

受け取らない！

他者（農業者以外の事業者等）

農業者

※自家増殖の許諾では 認めていない行為

道総研が開発した主な登録品種・出願品種（その他の品種は道総研HPをご確認ください）

稲	ゆめぴりか、ふっくりんこ、きたくりん、えみまる、そらきらり、きたゆきもち
小麦	きたほなみ、はるきらり、つるきち、北見95号、きたほなみR
大豆	ユキホマレR、とよまどか、スズマルR、とよみづき、ユキシズカ、タマフクラ
小豆	きたろまん、エリモ167、ちはやひめ、きたひまり、きたいろは、ほまれ大納言
いんげんまめ	秋晴れ、きたロツソ、かちどき、絹てぼう、舞てぼう
ばれいしょ	コナユタカ、スノーマーチ、オホーツクチップ、さやあかね、ゆめいころ
牧草	ペレニアルライグラス「チニタ」、チモシー「なつさかり」「なつぴりか」
いちご	ゆきうら、きたのさち
果樹	おうとう「陽まり」、ぶどう「スイートレディ」

連絡先 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 研究推進部知的財産グループ
〒060-0819 札幌市北区北19条西11丁目
電 話 011-747-2806（グループ直通）／FAX 011-747-0211
Email hq-ip@hro.or.jp

道内農業者の自家増殖の許諾条件（道総研登録品種・出願品種）

～ 稲、麦類、豆類、ばれいしょ、やまのいも、牧草の場合 ～

- 注） 1 道総研以外の機関が育成した品種の自家増殖については、それぞれの機関の取扱いをご確認ください。
2 道外の農業者の皆様は、品種によって手続きを要する等、道内農業者とは取扱いが異なるため、当機構ホームページからご確認ください。

- 1 当該品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として利用する場合は、自己の農業経営における利用に限るものとし、有償・無償を問わず、種苗として第三者に譲渡しないこと。
- 2 収穫物を種苗として用いる際は、当該品種の特性を損なうことのないよう、適切に選別して利用すること。
- 3 増殖した種苗のうち、自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、種苗として利用されることのないよう、遅滞なく廃棄又は食用（種苗以外の一般品として販売することを含む）とすること。
- 4 第三者から、当該品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として譲り受けたい又は譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なく種苗の購入先を通じ、又は直接、道総研にその旨を報告すること。
- 5 生産性の低下や病害虫の発生源となるリスクが増えないよう、数年ごとの種子の更新や、各地域で指導されている当該品種の栽培方法に基づいた適切な栽培を行うこと。
- 6 有機農業において、継続して化学肥料や化学合成農薬の使用を行わない栽培によって生産された種苗の確保が必要な場合は、5によらないことができるが、この場合にあっても、生産性の低下や病害虫の発生に十分留意して利用し、必要に応じて種子の更新を行うこと。

※ 品種ごとの取扱い等詳細は、当機構ホームページからご確認ください。

<https://www.hro.or.jp/research/i-use/kind.html>



【参考】種苗の表示について

登録品種の義務表示や、指定種苗制度に基づく表示がされていない等、由来のわからない種苗は、育成者権者の許諾に基づき生産・譲渡された種苗であるか、購入先に確認してください。

※道総研が種苗の生産・譲渡を許諾している先
北海道、ホクレン、農協、種苗会社等種苗の
生産・販売を業としている事業者

登録品種の
義務表示例

品種名:きたほなみ
この種子は登録品種
です
海外持出禁止(公示
(農水省HP)参照)

指定種苗制度に
基づく表示例

(種類)	トマト	(品種名)	〇〇号
生産地	〇〇県	数量	〇〇ml
採種年月	2 0 〇〇年〇月		
発芽率	〇年〇月現在 %		
〇〇種苗株式会社			
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇			

《農業使用に関する表示例》

例① 〇〇処理済 種子粉衣●回
例② 〇〇〇〇〇 ●回使用
例③ 使用した農薬
〇〇〇・△△ 各●回
(農業名□□)

- ・ 業として種子の生産・譲渡等を行うためには、種苗法の改正（令和2年12月改正）に関わらず、育成者権者の許諾が必要です。（自家増殖の許諾とは別です。）
- ・ 登録品種の販売等にあたっては、登録品種である旨等の表示が義務づけられています。
- ・ 種苗の販売を業とする者は、指定種苗制度に基づく表示等を行う義務があります。